

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

2015 - 2020 年

2015 年 10 月

目次

目次	I
1. 序文	1
みなみまぐろ保存委員会戦略計画	1
みなみまぐろの保存のための条約	1
由来	1
みなみまぐろ保存委員会の任務	1
委員会の加盟資格	2
みなみまぐろ漁業	3
漁業の特徴	3
資源状況	3
戦略課題	3
パフォーマンス・レビュー	4
SWOT 分析	7
主要課題	7
2. 目的、ビジョン及びゴール	9
条約の目的	9
ビジョン及びゴール	9
A. SBT の管理	9
B. 委員会及び事務局の運営/管理	9
C. メンバーの参加及び実施（遵守を含む）	9

1. 序文

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

この戦略計画は、メンバーが将来のみなみまぐろ保存委員会に対して望んでいる共通のビジョンを概説するものである。このビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源の状況、効果的な資源管理のために委員会がいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るのか、ということが含まれる。

戦略計画は、望ましい将来の状態だけでなく、望ましい将来の状態の達成に関連する特定の戦略及びタスクを概説している（仮にそのような状態への到達は長期的なゴールだとしても）。委員会のパフォーマンスに関する最近のレビューでは、継続的なパフォーマンスの改善に関する提案を示した。戦略計画は、必要に応じて、これらの提案された行動を適切に将来の作業計画に盛り込ませている。作業計画全体が達成可能なものとなるよう、提案される行動は優先付けされている。

また、パフォーマンス・レビューは、戦略計画を補完し、より高い水準での運用上の詳細を提供する「管理計画」の策定を勧告した。

本文書において、「メンバー」という用語は全て協力的非加盟国（CNM）を含んでおり、「委員会」という用語は拡大委員会を含んでいる。

みなみまぐろの保存のための条約

由来

みなみまぐろ（SBT）は、1960年代初期には年間の漁獲量が80,000トンに達するほど、過去に多量に漁獲されていた。この結果、成熟魚の数が著しく減少し、そして年間漁獲量が急速に落ち始めた。

1980年代中頃には、漁獲量を制限する手段が必要であることが明白となった。SBT資源を再建させるため、当時SBTを漁獲していた主要国－オーストラリア、日本及びニュージーランド－は1985年からそれぞれの船団に対して厳格な割当の適用を開始した。

オーストラリア、日本及びニュージーランドによる任意の管理取極は、1993年5月にこの3国が署名したみなみまぐろの保存のための条約が発効した1994年5月20日に正式なものとなった。

みなみまぐろ保存委員会の任務

この条約の目的は、世界的なみなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。条約は、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）を創設し、その活動と任務について規定している。CCSBTの任務は以下を含む。

- 情報収集
- 総漁獲可能量（TAC）の決定及びその配分
- 条約の効果的な履行を達成するために必要と考えられる追加的な措置（監視、管理及び取締り（MCS）措置を含む）の決定
- 年次予算の合意
- 他国の加盟を奨励

CCSBT は毎年会合を開催する。CCSBT は 5 つの補助機関を有し、これらはそれぞれの専門分野に関して助言を行う。

- 科学委員会(SC)/拡大科学委員会(ESC) (同委員会の作業を完遂するため、オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合(OMMP)等、その他の技術作業部会と連携)
- 生態学的関連種作業部会 (ERSWG),
- 戦略・漁業管理作業部会(SFMWG),
- 遵守委員会 (CC),
- 財政運営委員会 (FAC).

独立科学者のパネルは、ESC 会合に参加し、必要な場合には CCSBT に直接助言を提出することが可能である。

条約は、委員会の運営を支援する CCSBT 事務局の設置を規定している。事務局はオーストラリアのキャンベラに本拠地を置いている。職員は、事務局長、事務局次長、データマネージャー、コンプライアンス・マネージャー及び事務職員である。

委員会は、事務局職員が少数であることを踏まえて比較的分限的な運用形態を採用しており、多くの重要な機能（科学、モニタリング、管理及び取締り業務等）については、委員会が設立した規範に従うなどして、メンバーが直接実施している。

委員会の加盟資格

CCSBT の加盟資格は、国のみに与えられる。漁業主体の参加を促進するため、CCSBT は、決議により 2001 年に拡大 CCSBT (ECCSBT) 及び拡大科学委員会 (ESC) を設置し、REIO に対応するため、2013 年に決議を改正した。ECCSBT 及び ESC の加盟資格は、条約の全ての加盟国のほか、漁業主体及び REIO も同様に認められうる。2002 年に漁業主体台湾の参加が認められた。拡大委員会に対する欧州連合による加盟申請の受け入れは、2015 年に検討される予定である。

ECCSBT 及び ESC は、それぞれ CCSBT 及び SC と同様の任務を行なう。それぞれのメンバーが平等な議決権を有する。CCSBT が合意しない場合は別として、CCSBT に報告される ECCSBT の決定が CCSBT の決定となる。ECCSBT の活動又は個々のメンバーの ECCSBT における権利、義務若しくは地位に影響を与えるような委員会の決定は、ECCSBT による当該課題に関する事前のしかるべき検討なしに一切行われるべきではない。

現在、ECCSBTは6つのメンバー及び3つの協力的非加盟国によって構成されている。

メンバー

- オーストラリア
- 漁業主体台湾 (ECCSBT だけのメンバー)
- インドネシア
- 日本
- ニュージーランド
- 韓国

協力的非加盟国

- 欧州連合
- フィリピン
- 南アフリカ

みなみまぐろ漁業

漁業の特徴

SBTの主要なマーケットは日本の刺身市場であり、これは主としてSBTのトロ身に対してプレミアム価格が付くためである。

SBTは主にはえ縄漁業及びまき網漁業で漁獲される。

はえ縄では、多くの鉤を備えた長い幹縄を使用する。漁獲したSBTは、主に超低温（マイナス60度）で冷凍され、中間港に荷揚げされ日本市場に発送されるか、あるいは日本市場に直接荷揚げされる。

まき網漁業では、網を使用してSBTの魚群を囲い込む。現在のところ、この漁法はオーストラリアのSBT漁業のみで使用されている。囲まれた魚群は、オーストラリア大陸近くの水域までけん引され、海底に固定されている浮きいけすに移される。このまぐろは、数カ月間太らされて、冷凍又は冷蔵の状態で輸出市場に直接に販売される。

資源状況

上述のとおり、SBTは歴史的に高水準の漁獲圧にさらされており、現在も枯渇状態にある。CCSBTは、TACの設定に関する科学的助言に基づいて資源を再建していくことを目的として、「管理方式」（最新のモニタリングデータに基づきTACの変更を特定することができる、あらかじめ合意された一連のルール）を採択している。

2014年の資源評価の結果、SBT資源は引き続き非常に低水準にあり、初期産卵親魚資源量の9%と推定され、最大持続生産量（MSY）を達成するために必要な水準を大きく下回っていることが示唆された。2011年の資源評価からいくらかの改善が見られたものの、漁獲死亡量はMSYの水準を下回っているものと評価されている。

2014年の資源評価においては、全ての未考慮漁獲死亡要因に関する感度試験が実施された。拡大科学委員会（ESC）は、管理方式の設計時には想定されて

いなかった相当程度の未考慮死亡が発生している可能性があると考えられること、また仮にそうした水準が真実であるならば、管理方式に下での再建確率はECが企図した水準よりも大幅に低くなることから、例外的状況にある可能性があることに留意した。

また、ESCは、仮説として挙げた追加の未考慮死亡量が仮に真実であったとしても、管理方式による提案に従い続ければ短期的には再建が継続することに留意した。このため、ESCは委員会に対し、規定通りにMPに従い続ける一方で、緊急的な課題として全てのSBT未考慮死亡要因を定量化するための手段を講じるよう助言した。ESCは、もしも相当量の未考慮死亡量が確認された場合、委員会の掲げた再建目標を達成するべくMPを再調整する必要があることに留意した。さらに、ESCは、ECに対し、TACの遵守を確保するための対策を講じるよう助言した。

戦略課題

このセクションでは、この計画が取り組もうとする委員会に直面する戦略上の課題について明記する。これらの課題は、最近のパフォーマンス・レビューや、そして委員会に直面する強み、弱み、機会及び脅威(SWOT)分析を通じて、特定されてきたものである（9 ページを参照）。この SWOT 分析は、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会が戦略計画を策定する際に役立つと思われる分野を明示するのに有益であった（下記参照）。

パフォーマンス・レビュー

2008 年においては、委員会の代表者で構成された パフォーマンス・レビュー作業部会が、2006 年に日本の神戸で開催した 5 つのまぐろ類 RFMO 合同会合で採用された基準を利用して、委員会のパフォーマンスについての自己評価を試みた。独立専門家であるデービッド・ボルトン米国大使がこの自己評価をレビューした。

CCSBT の第 2 次パフォーマンス・レビューは、サージ・M・ガルシア博士（IUCN 漁業専門家グループ議長）及びホリー・コーラー氏（国際水産物持続財団（ISSF）政策及びアウトリーチ部門次長）により実施された。レビューにおいては、第 1 次評価以降の CCSBT による達成状況、及びベストかつ利用可能な国際基準に対する現在のパフォーマンスが評価された。このアプローチの結果として、別添 1 のとおり多数の勧告がなされた。

主要課題

CCSBT のパフォーマンス・レビューからの広範な勧告、及び上記で特定したその他の戦略上の課題を考慮すると、主要課題は以下のとおりである。

- 最大持続生産量を維持することが可能なレベルまで SBT 漁業を再建させること（資源の再建）
- 資源の再建のための生物学的要求と、SBT を漁獲する者の要望との競合についてバランスを取ること（TAC の設定及び配分）

- 国別配分量に全ての SBT 死亡量を計上し、かつ未報告漁獲が防止されるよう確保すること（遵守）
- SBT 漁業に関心を有する全ての国が委員会に協力するよう確保すること
- CCSBT の制度及びプロセスが、全てのメンバーの権利及び責任を斟酌するよう確保するとともに、非メンバーの協力を奨励すること
- CCSBT の義務の遵守について、発展途上のメンバー及び協力的非加盟国にかかる特別な要件及びキャパシティ・ビルディングの必要性を検討すること

ほとんどの側面において、CCSBT は分散的モデルを採用しており、メンバーはそれぞれの科学、運用及びモニタリングプロセス（国別 VMS やオブザーバー計画の運用等）の実施にかかる責任を有している。さらに、CCSBT の海域横断的な特性から、多くの場合において、独自のルールを定めるのではなく、例えば VMS 決議及び ERS 勧告のように、必要に応じて SBT 漁業の保存及び管理に関連する他の RFMO のルールを適用することを選択してきた。同様の理由及びリソースの共有の観点から、CCSBT は、同委員会の決定の一部についても他の RFMO による決定の調和を図ってきた。

こうした運用形態には、メリット（委員会のコストの削減、状況変化に対応するための組織のフレキシビリティ）とデメリット（科学調査といった一部プログラムにおける不透明なコスト配分、及び全メンバーの協力を必要とするような大規模な取組に対する合意を得ることの困難性等）の両方がある。多くの重要な機能の実行が（中央集権的に、又は一部の RFMO のように共通のサービスプロバイダーによって対応するのではなく）メンバーに委任される場合、全てのメンバーに対する期待が明確になるよう、明確な役割、責任及び履行基準を定めることが非常に強く求められる。管理計画、遵守政策及び場合によっては調査計画といった関連文書を伴うこの戦略計画は、これを実行する機会を提供するものである。

CCSBT の条約は 1994 年に採択されたものであり、国連公海漁業協定

（UNFSA）等、近代的な漁業管理原則及び／又は規範を定めたより新しい国際協定より前から存在するものである。UNFSA の主要な原則は以下のようなものである：

- 対象資源の保存及び管理に関する一般原則（特に予防的アプローチ、生態系ベースの管理、及び利用可能な最良の科学的情報を含む）の設立
- 漁業の保存管理に対する予防的アプローチの適用の要請－各国に対して、情報が不確実である、信頼性が低い又は不十分な場合にはより注意するよう呼びかけ
- 漁業資源の包括的な保存管理を確保するための、国の管轄下にある海域において採用された保存管理措置と、当該海域と隣接する公海において設立された保存管理措置との整合の要請
- 地域漁業管理機関及び協定の役割の強化
- 公海において同国の旗を掲げている漁船に対する旗国の責任の強化

- 国際的な保存管理措置の遵守及び取締りに関する効果的なメカニズムの確保
- 保存管理措置に関する発展途上国の特別な要件の認識
- 締約国間の紛争の平和的解決に関するメカニズムの提供

UNFSA 以降に設立された新しい RFMO で採択されている代替的な意志決定のメカニズムを踏まえ、CCSBT の意志決定方式をその目的に適ったものとするよう確保すること。

CCSBT 条約は、発展途上国の参加の可能性を考慮せずに策定されたものである。

目的：みなまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること

強み	弱み
- 全世界の TAC 設定の指針となる合意された管理方式の採択 - 科学的助言の提供のための十分に認められたモデル（モデルベースの資源評価及び管理方式を含む） - 意思決定のための構成要素が設立されている（遵守委員会、科学委員会、年次会合、集中型事務局を含む） - 他の地域漁業管理機関（RFMO）との調整 - 基本的な監視、管理及び取締り(MCS)の構成要素に達した取決め（例 漁獲証明）及び遵守政策（最低履行要件の明確化を含む） - CCSBT 措置の遵守確保のためのメンバーの制度及びプロセスの適切性を評価するための独立外部監査プログラム - SBT が確認される全ての水域における権限 - SBT 漁業を制御するための合意された仕組み（世界的な総漁獲可能量） - 科学委員会は、委員会に対する助言において予防的アプローチを考慮するよう指示される - 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量に関する共通の定義、及びその実施に関する合意されたスケジュールの採択	- 未考慮死亡にかかる現在の不確実性（CCSBT メンバー以外のものを含む） - 今後 2-5 年間にわたる調査計画を実施するための予算上及び能力上の制約及び調査にかかるさらなる優先順位付けの必要性 - 処女産卵親魚資源量の 10%未満と推定されている現在の SBT 資源 - コンセンサスを基本とする意志決定モデルの制約を原因の一部とする主要な管理措置に関する決定・導入の不履行の歴史（例 TACs） - 資源評価のための情報及び管理の強化が必要、関連データの全てが資源評価のために利用可能とは限らない - 単一魚種（SBT）のみに関連する、及び国際的手段のベンチマークの変化及び近代的漁業管理に対する期待を完全には反映していない条約の目的 - 合意のある措置の実施も含め、メンバーは必ずしも条約上の義務を果たしてきていない、又は義務の解釈に一貫性がない - 条約における途上国又は漁業主体及び REIO の加盟資格に関する規定の欠如 - ERS との相互作用に関するモニタリング及び報告の改善にかかる困難性及び限定的な法的拘束力のある措置 - 意志決定及び補助機関のプロセスにおける透明性の欠如 - SBT 漁業に関心を有する全ての国が委員会に協力的であるわけではない
機会	脅威（潜在的リスク）
- 最大持続生産量を維持する資源量による価値の増加（経済、単位努力当たり漁獲量、社会） - 効率性の向上及び管理の改善のための他の RFMO との協調及び他の RFMO からの報告へのアクセスの改善 - 漁業管理のためのベスト・プラクティスの概念の作成を利用 - 漁業管理にの最新の原則及び／又は基準（例えば予防的アプローチ、生態系	- 非加盟国を含む違法、無報告、無規制漁業の増加、特に資源の再建及び／又は SBT の新市場開発を通じた漁獲率の増加 - 全世界のまぐろ船団の過剰漁獲能力及び他のまぐろ類資源に対する圧力 - 科学的助言に対する委員会による適切な考慮の不履行 - メンバーによる全世界の SBT の TAC の国別配分量の遵守の失敗

ベースの管理)を組み入れるための機会 - より効率的な漁業を可能にする革新的な措置の開発 - 資源の理解及びトレーサビリティに関する新技術の革新及び出現 - 資源評価及び管理における全ての SBT 死亡量により適切な考慮にかかる合意 - 幅広い利害関係者、市場及び消費者による信頼を醸成するための、意志決定プロセスにおける透明性の増進 - 小規模なメンバーシップが断固たる行動の採択を促進する可能性	- メンバー又はメンバーの漁業操業における義務の非遵守 - 資源の崩壊による業界の混乱 - 低水準にある SBT 資源の管理、及び生態学的関連種及び生態系への影響に関する不十分な管理に対する世界及び市場／消費者からの非難 - CCSBT の資源再建目標に合致した頑健な管理方式の継続不能
---	--

2. 目的、ビジョン及びゴール

この戦略計画は、委員会の目的を明示している（条約文で概説されているように）。同計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンについても設定している。このビジョンには、みなみまぐろ資源の状況、効果的な資源管理のために委員会はいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るか、についての内容が含まれている。これらのそれぞれが、特定の**ゴール**－将来の委員会の望ましい姿、及び**戦略**－この将来の望ましい姿を実現するために提案される手法、に関連している。

条約の目的

みなみまぐろの保存のための条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。

ビジョン及びゴール

A. SBT の管理

最大持続生産量を維持する資源レベルでみなみまぐろ資源を管理し、SBT 漁業のリスクを緩和する。

このカテゴリーには、資源の再建、配分、生態学的関連種についての戦略が含まれる。

B. 委員会及び事務局の運営/管理

責任をもって SBT 漁業を管理するため、委員会は効果的かつ効率的に運営される。

このカテゴリーには、他の RFMO との協調を含む、委員会、その補助機関及び事務局の効果的かつ効率的な運営のための戦略が含まれる。

C. メンバーの参加及び履行（遵守を含む）

メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、その決定を実施する。

このカテゴリーには、MCS、制裁措置、途上国支援に関する戦略が含まれる。

A. SBT の管理に関するゴール	
ゴール	戦略
1. SBT の再建	
1.1 資源は MSY を維持するレベルにある 優先度：非常に高い	(i) SBT 資源の再建にかかる目標及び下限を定めるとともに、目標の達成かつ下限を超えることを回避するための戦略を採択する ■ 暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントは、2035 年までに、70%の確率で、初期産卵親魚資源量の 20%まで SBT 資源を再建することである ■ 超えてはならない資源量の下限は SSB_{2010} である ■ 各メンバーがそれぞれのノミナル漁獲量に達した後、代替的な再建戦略（短期的な漁獲量増加よりも資源再建を優先するものを含む）の費用対効果を評価する
2. TAC を設定するための信頼できる科学的根拠	
2.1 管理方式が TAC の設定に関する指針を提供するために使用される 優先度：非常に高い	(i) 科学委員会は、再建目標及びタイムフレームの達成を確保するため、2016 年及び 2017 年に管理方式の機能及びインプットをレビューし、その後は 6 年ごとにこれを行う。 (ii) 全世界の TAC の設定のためのインプットとして、MP の使用を継続する (iii) 資源状況をモニタリングする ■ 資源及び漁業指標をレビューする（毎年） ■ 詳細な資源評価を実施する（3 年ごと）
3. 科学的助言の質及び提供	
3.1 正確な検証済みのデータが時宜を得て科学委員会及び委員会に提出される 優先度：非常に高い	(i) 科学データの検証のための高い水準の実施行動規範の実施を継続する ■ ゴール 8（監視、管理及び取締り）も参照 (ii) 他の RFMO との活動を調和させるとともに、委員会の機能を改善することができるよう、商業上の機密科学データの共有を奨励するため、これらのデータに関する規則をレビューする (iii) CCSBT 21 において合意された帰属漁獲量の定義を導入する ■ データ提供規則に基づき、メンバーが SBT 死亡の全ての発生源に関する正確かつ完全なデータを報告する
3.2 科学的プロセスは、管理についての決定に関して利用可能な最善の独立した助言を提供する 優先度：中程度/高い	(i) 科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、必要な独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする (ii) メンバーからの基金、協力及び CCSBT 基金プロジェクトを含め CCSBT の調査計画を策定及び合意する ■ CCSBT 5 年調査計画を実施する ■ 委員会及び/又はメンバーが必要な科学的調査を実施する
4. 生態学的関連種	

4.1 SBT 漁業による生態学的関連種へのリスクが特定され適切に管理される 優先度：高い/中程度	(i) 各漁業における、ERS に関するデータの収集及び報告（パラ 3）、緩和措置の導入（パラ 2）及び SBT 漁業のリスク評価（パラ 7）を含む、SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する ▪ 全てのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する ▪ ERS に関する勧告の実施をレビューする ▪ 各漁業における混獲及び使用された緩和措置にかかる合意された報告要件に従った ERS データ提供を継続する ▪ 他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価するとともに、SBT の漁獲時に追加的又は異なる措置が必要かどうかを評価する ▪ 必要があれば、他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採択する (ii) データ報告を含め海域別 RFMO と調整及び協調する（上記参照） (iii) ERS に対するリスクを削減するための業界の努力を促進することができるよう、他の RFMO、関連業界及びその他の利害関係者との緊密な協力の下、有効性を評価するための明確なクライテリア並びに安全性の確保及び実用性の問題に関する検討を含む、ERS に関する政策及び管理戦略を策定する。
4.2 SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターする 優先度：中程度	(i) ERSWG に対して、SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する
4.3 SBT 漁業を取り巻く生態系に関する知見を改善する 優先度：中程度/高い	(i) SBT の再生産及び加入に対する気候変動の影響にかかる知見を改善する観点と併せて、SBT の再生産に影響を与える可能性がある生態系の状況に関する調査にかかる議論を促進する。
5. 配分	
5.1 条約第 8 条(4)に基づき、全世界の TAC を新規参入を含むメンバー間で配分する 優先度：中程度/高い	(i) 全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議の実施を継続する (ii) 条約第 8 条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設ける ▪ 新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを（条約文に基づき）策定し、TAC の増加又は減少の際に適用する
6 柔軟な管理取決め	
6.1 SBT 資源は最適に漁獲され、メンバーには TAC を守るインセンティブが生じる 優先度：高い	(i) 長期的には、枠の譲渡及び過小・過剰漁獲に関する規則といった柔軟な管理取決めを導入する ▪ みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議によりいくらかの柔軟性を確保する ▪ 過剰漁獲への対応が必要な場合は是正措置政策（遵守政策ガイドラ

	イン 3) を実施する ■ 適当な場合は、メンバー間での枠の譲渡を行う
6.2 SBT 漁獲能力と漁業機会を均衡させる 優先度：低い/中程度	(i) 漁獲可能な量に対応する漁業の能力をモニタリングする ■ 船籍が置かれる国/漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力の自己評価を完了する。旗国／主体は、必要に応じて是正措置を講じる。 ■ 事務局は、CCSBT 現役船リストの管理を継続する ■ 他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威を評価する

B. 委員会及び事務局の運営及び管理に関するゴール	
ゴール	戦略
7. 委員会の運営	
7.1 委員会は効果的・効率的に運営する 優先度：高い	(i) 委員会プロセスを合理化する ■ 委員会プロセスの合理化のための方法を特定する（年次及び諮問会合も含む） (ii) 議長によるサポート、意志決定及び継続性を通年で得ることができるよう確保するために長期契約を検討することを含め、CCSBT の現在の議長にかかるアレンジメントを変更することの費用対効果をレビューする (iii) 関連する CCSBT の基本文書（例えば条約及び手続き規則）及び補助機関の付託事項を考慮しつつ、各補助機関における議長のアレンジメントがより一環したものとなるよう、CCSBT の各補助機関又は諮問機関の議長に関するアレンジメントをレビューする (iv) 地域漁業管理機関間で業務を調整する（例 転載管理、ERS の管理） ■ 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する (v) 改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的実施する ■ 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する（タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準（まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む）、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む） (vi) 拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかについて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めにレビューするとともに、拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する
7.2 委員会の活動は、オープンかつ透明性がある 優先度：中程度	(i) 決定の根拠は文書にて明示する ■ 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する ■ 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する (ii) CCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する (iii) CCSBT の手続規則に基づき、オブザーバーの関与を認めることを継

	続する (iv) 代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意志決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する
7.3 最新の漁業管理原則及び／又は基準（例 予防的アプローチ、生態系ベースの管理、利用可能な最良の科学的情報）が条約、及び適当な場合は委員会の決定に組み込まれる 優先度：中程度	(i) 条約文をレビューし（仮にメンバー（ら）がそのような交渉を提案するならば）、かつ、適当な場合は、例えば管理方式や ERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び／又は基準を組み込む（後者の選択肢がより効果的であることに留意） ▪ 予防的アプローチが適用され、及び必要に応じて生態系ベースの管理が組み込まれるよう、管理方式のためのパラメータをレビューする ▪ 科学委員会に対して、同委員会の作業にまだ組み込まれていない近代的漁業管理原則及び／又は基準を組み込むよう要請する。 ▪ 原則及び基準が組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする (ii) 最新の漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込みことを含め、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の継続的な任務を正式化する ▪ SFMWG の継続的な任務、会議の名称、付託事項、及び上記 7.1(vii) のレビューの一環として議長に関するアレンジメントを明確に定義する ▪ SFMWG から委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に含める

C.メンバーの参加及び実施に関するゴール	
ゴール	戦略
8.監視、管理及び取締り	
8.1 統合され、目標を定めた、費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置が、委員会のゴールにかなうよう稼動する 優先度：高い	(i) 合意された MCS 措置をメンバーが実行する ▪ 「CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件」に含まれる委員会の保存管理措置リストを維持し、遵守委員会及び全ての漁業に関して正確なデータを得るための外部監査を通じて、これらの義務に対するメンバーの状況を評価する ▪ データの整合性を確保するための基準及び手続きの使用を継続する（例 水揚げ及び輸出/国内販売を伴う完全で正確な文書の提出の割合の程度や、検査の割合の程度） (ii) 遵守計画を実施する ▪ 委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び/又は合意された MCS 措置の改善の必要性を評価する（例えば無報告漁獲の排除及び確認済みデータの保有） ▪ 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップ、及びこれらを実施するプロセスを特定する (iii) 漁場から市場までの SBT 漁業の各段階（転載、蓄養及び貿易など）における十分な遵守を確保すべく、全てのメンバー及び協力的非加盟国の取組の強化を継続する ▪ FAO 寄港国措置協定及び各メンバーの国内法及び規則を踏まえ、寄港国検査決議を実施及びレビューする (iv) MCS 活動及び SBT 貿易データのレビューを行うこと等を通じて、非協力的非加盟国による SBT 漁獲の可能性及び/又はそれらの国の SBT 市場の拡大を監視する (v) 遵守に関するデータの交換を促進すべくデータの機密性に関する規則の実施をレビューする (vi) 事務局は以下を継続すべきである ▪ 事務局に提出された MCS データを分析し、かかるデータの傾向を毎年報告する ▪ 事務局に提出されたデータに基づき既存の MCS 措置の有効性を評価する ▪ CCSBT による遵守に関する取組を管理及び監視する
9.メンバーの義務	
9.1 全てのメンバーが CCSBT の規則を遵守する 優先度：高い	(i) 保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務（例 国連公海漁業協定）に対するメンバーの履行、取締り及び遵守状況について定期的に監査を行う ▪ 上記参照（8.1 (i)） (ii) CCSBT 規則違反に対して CCSBT の是正措置政策を適用するとともに、遵守を促進するためのインセンティブを定める

10. 途上国支援	
10.1 途上国のメンバーが委員会の管理措置及び他の要件を遵守することができる 優先度：中程度	(i) 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する ▪ 途上国のメンバーとともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する ▪ 支援の提供方法について特定する（技術向上、派遣、ワークショップなど） ▪ 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する
11. CCSBT への参加	
11.1 SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関(REIO)及び漁業主体が委員会に組み込まれ、SBT 管理への協力に関与するよう確保する 優先度：中程度	(i) CCSBT への完全な加入資格を漁業主体及び REIO まで拡大するための方法を策定する (ii) CCSBT の協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望するこれらのためのプロセスを規定する (iii) 非協力的非加盟国による SBT 漁獲を特定し、もしあれば、関連主体による参加及び／又は協力を求める (iv) より幅広い当事者の参加及び／又は協力に関する提供方法を調査する（港、市場又は運搬船の旗国であって SBT を漁獲していない国等）
11.2 寄港国及び市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう奨励する 優先度：高い	(i) SBT に関係する重要な寄港国又は市場国となっている又はなりそうな非メンバー国を特定するためのプロセスを策定し、かかる国々に対して CCSBT の管理措置への実施協力を要請する

別添 1 : CCSBT パフォーマンス・レビュー勧告

キー：SA-2008 CCSBT の 2008 年パフォーマンス自己評価；PR-2008 CCSBT の 2008 年独立パフォーマンス・レビュー（ボルトン大使により実施）；PR-2014 CCSBT のパフォーマンスにかかる 2014 年独立レビュー

勧告の出典	オリジナルの勧告	2014 年パフォーマンス・レビュー勧告
1. 保存及び管理		
海洋生物資源の資源状態		
SA-2008-1	ESC の最善の努力を支持し、過去の漁獲量と単位努力当たり漁獲量シリーズを作成し直すべきだが、今後の漁獲量及び努力量の報告と確認の精度を高めることを最優先とする。	PR-2014-1: オリジナルの勧告は現在も有効であり、同じ方向性でその努力が継続されるべきである。 PR-2014-2: データ検証プロセスの遵守及び有効性は常に確認されるべきである。
PR-2008-1	過去の過小報告に対しても頑健な資源評価手法を開発する。	PR-2014-3: CCSBT の ESC は、時々（例えば 5-6 年ごと）、例えば過去の予測とその後の実際を比較するレトロスペクティブ分析を通じて、評価の頑健性に関する評価を実施すべきである。
PR-2008-2	予防的アプローチを採用し、不確実性が高まった場合には TAC を低減させる。	PR-2014-4: 現在の形態の勧告は、MP / メタルールの適切な「連携」機能でもって満たされるものと考えられる（SBT の資源再建戦略に関する PR-2008-3 を参照されたい）。 PR-2014-5: 将来的に、CCSBT は気候変動に対する MP の頑健性試験を実施してはどうか。また、MP で試験を行ったバリエーション以上に例外的に加入が良かった場合、そのすべての機会において漁獲量の増加よりも資源再建に優先順位を置くべきである。
PR-2008-3:	将来の科学評価の指針となる UNFSA の要件に合致した管理目標と再建戦略を決定する。資源の再建を促すレベルに TAC を設定する。	PR-2014-6: 漁業に対する予防的アプローチに従って、資源の再建軌道を増進（加速化）するためのあらゆる努力を行うべきである（PR-2008-2 参照）。産卵親魚及び加入をサポートするとともに、漁業及び気候変動に対する回復力を改善するための追加措置（例えば保護区）を特定するため、特別な努力を行うべきである。
SA-2008-2	拡大科学委員会が確認し、優先順位をつけた CCSBT 科学調査計画（SC12 報告書別紙 9）を実行するため最大限の努力を投じる。	PR-2014-7: CCSBT は、マグロを取り巻く生態系、SBT、ERS、その生産性、分布及び回復力に関する気候変動の影響を事前に評価するための（生態系保全を所管する RFMO 及び研究機関における）協調的プログラムの実現可能性について検討できよう。この作業の成果は、MP プロセスのメタルールに対してより良く情報を提供するためにモニタリングすることが有益と考えられる海洋パラメータを示唆する可能性がある。

SA-2008-3	直接又は他の RFMO とともに ERS 種に対するリスクと影響に関する評価及びモニタリングを行うとともに、回避措置を採択する。	PR-2014-8: CCSBT は、ERS 種、海域及び漁業ごとに、（短期的及び長期的な）目標、管理及び取締り措置、及びパフォーマンスの評価を備えた混獲緩和戦略を規定すべきである。また、これに関する作業量を踏まえ、各戦略はまた、異なる ERS 種、海域及び漁業に対する CCSBT としての優先順位を明確にするとともに、これらの決定に関する根拠についても記録すべきである。
SA-2008-4	To base decisions on periodic full assessments of the SBT stock and establishing a rebuild strategy. 意志決定のベースを SBT 資源の完全かつ定期的な資源評価及び再建戦略の確立とする。	PR-2014-9: 勧告は実施されており、CCSBT のベストプラクティスに統合されているものと見なすことができる。追加的な勧告は不要である。
データ収集及び共有		
SA-2008-5	CCSBT メンバー及び RFMO 間でのデータ収集及び共有のための戦略を策定する。	PR-2014-10: 上記を踏まえれば、オリジナルの SA 勧告は完了したものと考えられる。しかしながら、PR は、例えば遊漁及び沿岸零細漁業における SBT 漁獲量への対応等、提起される必要があると思われるより具体的な勧告の下で、これを見出しとして維持していくことを提案する。
SA-2008-6	科学的プロセスにおいて必要な情報を確保できるよう、メンバー（及び協力的非加盟国）が提供するデータの詳細や種類について明確な基準を設定すること。	PR-2014-11: 科学的助言における評価及び予測の解像度及び正確性を改善するため、（オブザーバー及び漁業操業データに関する）データの機密性要件を解決するさらなる努力が必要である。
SA-2008-7	すべてのメンバー及び協力的非加盟国が、データ（例えば科学的データ、オブザーバーデータ、ERS データ、漁獲証明、船舶及び畜養場のリスト化、転載、データのギャップの補完、及びデータの機密性（SA-2008））の収集及び共有に関する UNFSA/Kobe 要件を満たすこと。SA-2008-10 も参照されたい。	PR-2014-12: 当初の勧告はその役割が達成されているようであり、完了したものを見なすことができる。また、将来的にはより詳細なものに置き換えられるものと考えられる。
SA-2008-8	今後、CCSBT 内では、商業上の機密という理由でデータへのアクセスが制限されるべきではない。データ提供に関する国内の規制が CCSBT の保存管理努力を損なわないよう、メンバーは最善を尽くすこと。メンバー及び協力的非加盟国が、CCSBT 内の機密性保持協定及び規定を完全に遵守すること。	PR-2014-13: 機密性の問題が科学的な評価努力の質を阻害している限り、CCSBT は、適切な予防手段とともに、この目的のための「機密」データへのアクセス性を改善するための努力を継続すべきである。データの機密性に関するルールにはタイムリミットが設けられるべきであり、データの広範な利用に伴うリスクを十分に低減する、又は排除するのに十分な期間を経た後、すべてではないにせよ、データの大部分は一般エリアに掲載されるべきである。

SAWG-2010 ((Kobe II の) 科学的助言作業 部会)	データ収集及び共有に関する 幅広い勧告	PR-2014-14: SAWG 勧告を慎重に精査し、デー タ収集及び共有戦略の中に統合するよう勧告す る。
科学的助言の質及び提供		
SA-2008-9	SBT に投入される科学的な努 力と ERS に関する科学的な努 力の間でより良いバランスを 実現する。	PR-2014-15: 上記の勧告は重要なものであり、調 査だけでなく管理上も長期にわたって大きく影 響するものである。しかしながら、バランスに かかるコンセプトの主観性及び予算に影響を与 える可能性から、これを「頭飾り」として用い ることとし、より注意を払うべき特定の種／海 域に関するより具体的な勧告によって補完され るべきである。
SA-2008-10	拡大科学委員会の現在の構 造、特に独立議長と諮問パネ ルを維持すること。	PR-2014-16: ESC 独立議長及びパネルの役割の 継続に関して、追加的な勧告は不要である。
SA-2008-11	SBT の資源状況を評価するた めに将来の情報に焦点を当て る必要があることを踏まえ、 科学プロセスをサポートする ための独立専門家の人数及び 技能を見直すべきである。	PR-2014-17: 科学的スキルに関する実際上のギャ ップを評価するとともに、採用（独立パネルに 関する新たな／補完的なプロファイルを含む） 及びパートナー国のキャパシティ・ビルディン グを通じたギャップ解消を促進する。
SA-2008-12	短期的に同漁業に管理方式が 必要であるという考え方につ いても、合意されたオペレー ティング・モデルを使った定 期的な資源評価など、代替の アプローチも含めて再考すべ きである。	PR-2014-18: オリジナルの勧告は失効したもの と考えるべきである。現在、MP は資源評価及び 委員会の助言ツールボックスの中に統合されて おり、そのパフォーマンスは定常的に評価され ているため、新たな勧告は不要である。
Kobe III-1:管理 戦略評価 (MSE)	PA の実施を促進するため、管 理戦略評価 (MSE) に関する 合同技術 WG に貢献する。 (Kobe III p.4 and Annex 3 § 1.3)	PR-2014-19: CCSBT は、MSE 能力の開発と実施 のためのまぐろ類 RFMO の努力への貢献を継続 すべきである。現在合同 WG が存在している が、将来的にはより具体的な勧告がより有益で あろう。
SAWG-2010	- 自然死亡及び成長及び回遊パ ターン並びにマグロの行動及 び脆弱性を推定するための定 常的な大規模標識計画（アー カイバルタグを含む）	PR-2014-20: 現在、大規模標識計画は実施されて いないようであり、このことは、上述の勧告は 満たされていないことを意味している。ESC に より、明確な根拠をもってこれが維持される か、又は公式に否定すべきである。
SAWG-2010	- 空間的管理措置を実証するた めの資源評価の空間的側面に 関する研究	PR-2014-21: 管理及び保存における最重要課題と して、SBT 資源及びこれを漁獲する船団の空間 構造及び移動に関する情報を得るための努力が 継続されるべきである。 PR-2014-22: より現実的な予測を得るために、現 在の戦術的な枠組み（利用可能な知見並びに差 別化されていない TAC の推定値を導く必要性か ら課されているもの）に加えて、5-10 年ごと、 場合によっては MP の 6 年ごとのパフォーマン ス評価と合わせて使用し得る評価の戦略的レイ ヤーとしての空間的、生態系ベースの枠組みが 開発できよう。

SAWG-2010	- マグロ資源の生物学的特徴及び環境をより良く統合するための高解像度の空間的生態系モデルの利用 - 資源評価に関する最低基準のリストに合意する	PR-2014-23: この勧告は、様々な活動にわたって実施されているようである。資源評価の最低基準に関する公式文書が合意され公表されるまでの間はこれは維持されるべきであろう。
SAWG-2010	- 発展途上のメンバー国における調査能力の開発	PR-2014-24: このテーマは、将来の CCSBT の意志決定にかかる進捗及び正当性において重要なものであり、継続的勧告とされるべきである。CCSBT の直接的な役割（予算措置及び訓練を行う能力）は限定的であるが、必要性の特定、支援の促進及び義務の達成に直接関連するキャパシティ・ビルディングのモニタリングを補助することはできよう。
混獲政策及び管理戦略	特段の勧告なし	PR-2014-25: ERS に関する現在のすべての要素について、評価されるパフォーマンスに対する明確な目標、並びにリファレンスの数値又はトレンド、限界及び目標値を採択し、ERS に関する適切な政策及び管理戦略を精緻化することを勧告する。オブザーバーのより良い活用は政策の有効性を改善するだろう。
保存管理措置の採択		
SA-2008-13	CCSBT は、拡大科学委員会の科学的助言と一致した保存管理措置を継続すべきである。	PR-2014-26: 結果として、上記の勧告は、現状の形で正しく実施されているものと考えられよう。EC の通常業務の中に含まれるようになったものと考えられることから、将来的には、この勧告をリストから削除し、より具体的な勧告により置き替えることが適切であろう。
SA-2008-14	CCSBT は、UNFSA の基準を満たすべきである。	PR-2014-27: この勧告は、国際法上の義務に関して述べたものである。この勧告は維持され得るものであるが、より具体化されなければ有効に評価することはできない（次の勧告を参照されたい）。例えば、漁業管理能力、IUU の管理、サメ類の管理等に関する国際的ガイドラインや行動計画といった UNCLOS や UNFSA、又は海洋保護区（例えば SBT 親魚や若齢魚又は ERS の保護）に関する CBD 及び WSSD の要件及びその他の国際的な協定のさらなる実施といった手段の明確な実施を呼びかけることを新たに勧告できよう。また、CCSBT の ERS 保存管理に関する法的拘束力のある措置を呼びかけることもできよう。
SA-2008-15	条約締約国は、条約を見直し、UNFSA 基準に見合うように更新すべきである。	PR-2014-28: CCSBT は、同条約を UNFSA の原則及び基準に合わせるよう改正することの必要性について公式に検討すべきである。公式に条約改正を進めるのか、あるいは戦略及び管理計画の明確な策定を通じて進めていくのかを決定するにあたり、ギャップ分析が取り組みやすい最初のステップであると考えられる。

SA-2008-16	CCSBT は、同漁業のための最低基準を実施するための戦略計画及び管理計画を策定すべきである（SA-2008）。	PR-2014-29: CCSBT は、明解な計画にかかる努力を追求すべきである。保存管理が CCSBT の権能のコアであり、戦略計画がその権能を満たすための補完的な枠組みであることから、直近に採択された戦略計画に、（別紙として）より詳細な実施に踏み込んだ管理計画を添付することを提案する。これにより、政策、戦略及び管理計画の重複を避けるとともに、より良い統合を図ることもできよう。管理方式及びメタルール・プロセスは、管理計画の一部である。
SA-2008-17	設定トン数以外の他の原則に基づく国別割当量の決定方法を検討する。	PR-2014-30: 現在の運用は勧告を満たしている。メンバー及びメンバー候補が現行の手法を便利なものとして考えている限りは、これを変更する理由はない。
Kobe-1:生態学的 関連種	SBT 漁業における非対象種及び生態系への有害な影響を最小化するための保存管理措置を強化するとともに、入手可能な最良の科学的根拠に基づき長期的な持続可能性を確保する。特に、サメ類、海鳥類、海亀類及び海棲ほ乳類（KIII.5.b.f）にかかる漁業の影響の最小化に関する注目を高める（KI.I.10、KI.I.11）。サメ類を評価し、管理する（KI.I.11、KII.1f、KIII.5.b.d）。投棄データを収集するための乗船オブザーバーの活用を求める（KIII.5.b.a）。	PR-2014-31: SBT 及び ERS それぞれのデータ（及びこれに続く評価）の正確性に影響するオブザーバーの作業時間の利用には明らかなトレードオフの関係がある。オブザーバーによって最終的に収集される詳細なデータは不明であるが、ERS の状態にかかる最小限の評価（又は協調的枠組みにおけるこうした評価への貢献）には、おそらく ERS データがもっと収集される必要がある。ビデオカメラの利用は、オブザーバーの支援に有益と考えられる。
Kobe-1:生態学的 関連種	FAO の行動規範、海鳥類及びサメ類に関する IPOA 及び海亀類に関する FAO ガイドラインに関連する規定を含む混獲削減のための国際協定、ツール及びガイドラインを反映する〔管理〕措置を確保する。（BCWG2010）	PR-2014-32: CCSBT は、CCSBT 以外の機関の要件の遵守についてはメンバーに委任しており、管理の度合い又は CCSBT による有効性の確認は、明確ではなく、またおそらく十分ではない。関連する FAO IPOA に関する公式な採択、地域行動計画（RPOA）へのこれらの採用、及び実施枠組みの策定は、完全にボランティアな FAO の手段とともに強化されていく国際的な規範に CCSBT の管理手段を合致させるための効果的な方法と考えられる。

Kobe-1:生態学的 関連種	ベストプラクティスを反映した以下の原則を採択する：混獲回避及び緩和措置は以下を満たさなければならない：(1) 法的拘束力があること、(2) 明確かつ直接的であること、(3) 定量化できること、(4) 科学に基づくこと、(5) 生態系ベースであること、(6) 生態学的に効果的であること（混獲死亡を削減すること）、(7) 実践的かつ安全であること、(8) 経済的に効率的であること、(9) 全体的であること、(10) 業界及び利害関係者とともに協調的に策定されたものであること、(11) 完全に実施されること	PR-2014-33: 亀類及び海棲ほ乳類に関する問題の実際の程度（もしあれば）は、ERSWGにより透明な形で評価されなければならない。戦略計画で要約されているとおり、ERSに関する全体的な政策は、将来の管理計画のERS関連部分についてより高いレベルでの枠組みを提供している。 PR-2014-34: PR-2008で述べられているように、ERSへの二次的影響を低減するために最も有効な方法は、メンバー及び協力的非加盟国に対する法的拘束力のある措置として導入することであり、CCSBT及び他のRFMOをこうした目的のために用いるべく他のフォーラムにおける政府の約束を通じてそのようにする義務を確立することである。また、この約束はKobeクライテリアのa, h, iでも言及されている。
PR-2008-4	予防的なレファレンス・ポイントの適用を含め、UNFSA第6条及び責任ある漁業の行動規範第7.5条の予防的アプローチを適用する。（PR-2008; Kobe I, § I.I.4 及び 1.10）	PR-2014-35: この包括的な勧告は非常に長期的な実施にかかるものであり、予防的MPがメタルールとともに用いられている限りは、継続的に実施されているものとして考えることができよう。公式に原則としてこれが採択される場合（おそらく条約改正時に挿入）には、これを勧告として持ち越していく必要はない。
Kobe-2:生態系ア プローチ	対象種及び非対象種の混獲を管理するため、漁業に対する生態系アプローチを適用する（Kobe I, § I.4, § I.10）	PR-2014-36: CCSBTの漁業政策及び管理の枠組みの現行の要素の中でEAFに属するものについて検討する。考え得るギャップを特定し、これについて議論し、これを解決するために行動する。合意されたEAFの枠組みの遵守状況を明確に評価する。
Kobe-3:再建計画	枯渇あるいは過剰漁獲状態にある資源の効果的な再建計画を採択及び実施する（Kobe I § 1.4）	PR-2014-35: 現状、オリジナルの勧告は管理方式及び戦略計画の採択によりほぼ完了している。しかしながら、再建戦略及び計画の有効性は、そのパフォーマンスに関して定期的に確認される必要がある。
能力管理		

PR-2008-5	CCSBT は少なくとも、FAO の漁業能力の管理に関する国際行動計画に掲げられている勧告を実施すべきである。	PR-2014-37: CCSBT は、最低限、船舶リスト（許可船舶及び IUU）のモニタリングを継続するとともに、資源の生物学的生産性（及びこれに基づく TAC）に対して漁獲能力が調整されていることを確実にするための漁獲能力指数（例えばサイズ、トン数及び技術により補正された隻数）を開発すべきである。 PR-2014-38: 資源が回復した場合、TAC は増加し、これを漁獲するためにより高い漁獲能力が必要になる。CCSBT は MSY（又は MEY）代替生産量の評価を計画しているが、現在の漁獲能力及び行動をそれぞれ比較することにより、必要となる漁獲能力についても同時に推定すべきである。 PR-2014-39: 長期的な課題として、ATV の全世界登録に連結したまぐろ漁船漁獲能力の協調的・地域的管理のための他のまぐろ類 RFMO との協定の探求が考えられる。
管理措置の相互性		
SA-2008-18	CCSBT の漁獲制限と国別割当については、公海水域及び各国の管轄水域の間で相互性がある。CCSBT は、今後も措置の相互性を確保していく必要がある。	PR-2014-40: 資源再建には産卵及び加入が最も重要であることから、インドネシア海域において、その他の管理戦略と公平かつ相互的な時空間的規制を策定するためのさらなる努力がなされるべきである。
漁獲割当及び機会		
SA-2008-19	CCSBT は、意志決定の責任説明を向上させ、TAC の決定と国別割当の決定を分離する方向に向かうべきである。CCSBT は、設定トン数以外の原則で国別割当量を決定することを検討すべきである。	PR-2014-41: この勧告は達成されており、TAC 決定と国別配分量の分離は制度化され、CCSBT における通常業務の一環となっている。
2. 遵守及び執行		
旗国の義務		
SA-2008-20	すべてのメンバー及び協力的非加盟国は引き続き、CCSBT が採択した保存管理措置の遵守を確保するよう、必要なすべての行動を取るべきである。今後は、調和された CDS を中心とした長期的な MCS 取極を確立することが急務である。	PR-2014-42: CCSBT は、強化された遵守委員会プロセス、QAR プログラム及び遵守行動計画及び政策の継続的かつ完全な実施を含む、考え得るすべての手段をもって遵守の確保を継続すべきである。新たなプロセスから生じた遵守に関するいかなる追加的な勧告も、遵守委員会の手続き規則及び関連する遵守行動計画及び手段に沿って CCSBT によって具体化され、かつ行動に移されるべきである。追加的な勧告は不要である。
Port State measures 寄港国措置		

SA-2008-21	寄港国措置については、努力の重複を避けることを念頭において、2008年6月23日から27日までローマで開催された“FAO 寄港国措置に関する技術協議”会合は、寄港国措置のモデルについて、いくつかの指針を示した。そのような新たな協定が発効されるまでには何年もかかるであろう。その間、CCSBT は、CCSBT 許可船リスト上の漁船も含め、違法、無報告、無規制の SBT 漁獲物の水揚げと転載を防止するための一層幅広い寄港国措置を採択する方向に向かうべきである。	PR-20014-41: CCSBT は、2009 年の FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置に関する決議の策定プロセスを加速化すべきである。
監視、管理及び取締り (MCS)		
SA-2008-22	CCSBT は条約水域を有しておらず、また SBT は他のまぐろ類 RFMO の管轄水域に回遊するため、CCSBT は、他の RFMO との調和を最適化し、グローバルな有効性を求め、作業の重複を避けるよう、他のまぐろ類 RFMO と協力すべきである。CCSBT は、遵守計画の一環として、MCS の開発を優先すべきである。	PR-2014-43: 技術及び姉妹 RFMO のプログラムがともに発展し続けていることを踏まえれば、CCSBT は、その MCS 措置及びスキームの改善を継続するとともに、他の RFMO と MCS 措置を調査させるためのさらなるステップを踏んでいくべきである。さらなる調和を図るべき分野の詳細は下に記載した。
SA-2008-23	2007 年の Kobe 会合で、ROP 基準へのコミットメントが得られており、CCSBT は CCAMLR や IOTC といった、すでにオブザーバー計画がある他の RFMO に合致したオブザーバー計画を実施すべきである。	PR-2014-44: CCSBT は、同委員会の科学オブザーバー計画規範を強化するとともに、ERS オブザーバーデータに関して他の RFMO の規範との調和を確保するための努力を加速化させるべきである。また、CCSBT は、WCPFC と IATTC が行っているように、WCPFC との間でオブザーバーの相互許可又は相互承認を可能とする関係の構築を通じるなどして、ROP の策定を真剣に検討すべきである。

PR-2008-6	集中化されていない VMS の有効性は限定的なものであり、CCAMLR は集中化された VMS を採択している（SA-2008）。大半の CCSBT メンバーが、自国漁船に対し衛星に基づく漁船監視システム (VMS) の使用を義務づけ、また 2006 年に、メンバー及び協力的非加盟国は統合的 VMS の採用を約束する決議を採択したにもかかわらず、未だその制度は確立していない。委員会は直ちに統合的な VMS を設置すべきである。	PR-2014-45: CCSBT は、同委員会の 2008 年の決議のパラグラフ 5、及び遵守行動計画のゴール 8.3 を始動させるべきであり、操業海域に関わらず SBT 船舶に適用される VMS 運用基準の具体的なベースライン（報告頻度、VMS データの受信者及び（（2008 年決議の下に現在求められている概要報告とは別の）CCSBT 事務局、SC/ESC、ERSWG 及び遵守委員会等による）使い道等を含めるように決議をレビューし、改正すべきである。例えば CCSBT メンバー及び協力的非加盟国は、他の RFMO 条約水域で操業する各国の SBT 船舶が、これらの VMS プログラムの下で VMS 報告書を CCSBT 事務局に送信することに合意することができよう。
洋上転載	特段の勧告なし	PR-2014-46: CCSBT は、2009 年の FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置決議の策定と併せて、まぐろはえ縄漁船に関する転載計画のレビューの進捗を加速化させるべきである。また、CCSBT は、もしも将来的にまき網漁船が洋上転載活動に関与し始める可能性があるならば、まき網漁船を含む洋上転載を管理するための規則を、WCPFC によって採択されている規則にも合致した形で策定する準備を行うべきである。
公海立入検査	特段の勧告なし	PR-2014-47: CCSBT は、SBT 船舶の公海立入検査に関する手続きを優先順位の高い問題として策定すべきである。
違反の追跡調査		
SA-2008-24	CCSBT は、過剰漁獲の扱いに関して、最低でも、合意されたルールを確立すべきである（相殺の要件）。理想的には、CCSBT は、すべての保存措置について、一連の罰則を設定すべきである。	PR-2014-48: CCSBT は、2008 年以降、同委員会の遵守の評価プロセス及び手段（メンバー及び CNM の CCSBT 措置の非遵守に関する幅広いペナルティの適用の枠組み等）を大幅に強化するためのステップを踏んできている。CCSBT は、これらの手段を改良し続けるとともに、これらが透明かつ公正に実施され、必要に応じてシステムの正当性及び完全性を確保することにより、その結果としてメンバー及び CNM 間で遵守のインセンティブが創出されるよう確保すべきである。
非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム		

SA-2008-25	- すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT に国別報告書を提出すべきである。 - CCSBT は、CC 及び拡大委員会がそれぞれ定例業務と策定作業を毎年行えるよう十分な時間を与えている。	PR-2014-49: CCSBT は、2008 年以降、同委員会の評価プロセス及び手段（遵守委員会の付託事項の改正、委員会が会合するのに適正な時間及び IUU 船舶リスト措置の採択等）を大幅に強化するためのステップを踏んできている。メンバー及び協力的非加盟国は、期限までに国別報告書を提出すること、及び遵守委員会における同国の遵守にかかる多角的なレビューに参加することにより、遵守プロセスに協力している。CCSBT は、これらの手段の完全実施を継続するとともに、非遵守が透明かつ公正に評価され、その結果としてメンバー及び協力的非加盟国間で遵守に関するインセンティブが創出されるよう確保すべきである。また CCSBT は、同委員会の政策の下での制裁が検討されているメンバーが当該問題に関する意志決定に参加できないようにする要件を検討すべきである。
市場関連措置		
SA-2008-26	- CCSBT は、完全な漁獲証明制度（CDS）の採択と実施に迅速に移行すべきである。 - CCSBT は、緊急課題として CDS を実施すべきである。 - CDS を実施するまでの期間、すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、TIS を継続する必要がある。 - CCSBT は、すべての市場と入港国をモニターし、CCSBT のモニタリング及び貿易措置の遵守を奨励すべきである。	PR-2014-50: 当初の勧告は既に完全に実施されている。CCSBT は、CCSBT のメンバー又は CNM となっていない国の間の SBT の貿易を追跡するためのあらゆる利用可能なオプションを探求するとともに、これらの非メンバー国に対して CCSBT の CDS への参加及び実施を奨励するための（事務局から及び各 CCSBT メンバー又は CNM から、外交ルートや二国間協議を通じた）働きかけを継続すべきである。
3. 意志決定、透明性及び紛争解決		
意志決定及び透明性		
SA-2008-27	コンセンサスによる意志決定は、場合によっては決定に遅延が生じることを意味するが、委員会は（委員会の全会一致の決定により）日常的な業務の案件を議長又は事務局長に委譲することを検討することもできる。	PR-2014-51: CCSBT の意志決定方式を（全会一致方式から多数決方式に）変更するには条約改正が必要であることから、特段の勧告は行っていない。しかしながら、CCSBT は、条約の規定を評価し改正するためのプロセスに乗り出す決定をすべきである。一部の他の RFMO は過去 10 年間に条約改正を行っており（例えば NAFO、NEAFC、ICCAT 及び IATTC を参照）、CCSBT 戦略計画でも言及されている。代替的な意志決定方式（他の RFMO で現在採用されているもの）として取り得る選択肢は多数ある。

SA-2008-28	- 「オブザーバーに関する手続き規則」は現在の国際的な漁業のガバナンスの枠組みの精神に沿っておらず、CCSBTは、手続き規則の規則3の近代化を検討すべきである。 - CCSBT 及びそのメンバーは、オブザーバーに対する規則を周知し、さらにオープンなものにするべきである。一つの可能なオプションとして、CCSBT ウェブサイトにオブザーバーの受け入れに関する現在のアレンジメントを掲載することが挙げられる。	PR-2014-52: オブザーバーに関する現在のCCSBT の政策及び規則は、国際基準に合致したのとなっており、当初の勧告は完遂され、勧告から落とすことができるものと考えられる。
意志決定及び紛争解決		
Kobe-4:紛争解決	紛争解決のための適切なメカニズムを設立する。	PR-2014-53: CCSBT は、SBT 資源の保存管理を相当程度妥協させるような将来の膠着状態を避けるため、紛争解決/対立解決を行うための代替的な手法の策定を真剣に検討するよう勧告する。PR-2008 で指摘されたように、現在、すべての CNM 及び拡大委員会のメンバー（台湾を除く）が UNFSA の締約国となっていることから、UNFSA から提示された追加的な紛争解決ルールが役立つであろう。
4. 国際協力		
協力的非加盟国（CNM）との関係		
Kobe-5:協力的非加盟国	RFMO が、協力的であるとのステータスを与える手続きの採択及び実施を含めて、メンバー及び非加盟国との協力をどの程度促進しているか	PR-2014-54: CCSBT は、非メンバー国について、ガバナンスプロセスへの参加を促進する観点で特段の注意を払ってきている。このため、この問題に対して注意を払い続け、また非メンバー及び新たな漁業国に対する努力を続行することを除き、特段の勧告はない。
非協力的非加盟国との関係		
Kobe-6:非協力的非加盟国	CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国は、非協力的非加盟国の SBT 漁船に関する情報を共有するとともに、そうした船舶の活動を防止するための適切な措置をとるべきである。	PR-2014-55: CCSBT は、非協力的非加盟国について、これらの国の船舶の活動を防止する観点で特段の注意を払ってきている。CCSBT は、IUU 漁業への対抗に関する努力を強化し、また同委員会の措置及びプログラムの効果的な実施を確保し続けていくため、すべての漁業関係者との協力関係を改善する努力を継続していくべきである。さらに、（セクション 4.2.2 において言及したとおり）FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置の策定は本分野において大きな助けとなるだろう。
他の RFMO との協力		

SA-2008-29 PR-2008	- CCSBT が他の RFMO、特にまぐろ類 RFMO とより緊密に作業を行い、措置を調和させていく機会が多く存在し、このことは CCSBT の優先事項となるべきである。 - CCSBT はすべてのまぐろ類 RFMO に影響する課題の 1 つとして IUU 漁業活動に対抗する措置を加えるべきであり、また CCSBT がインド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)と地理的に重複することを勘案し、転載の監視及び規制についても課題に含めるべきであろう。	PR-2014-56: G 関連する RFMO の多数の措置との「調和」（及び直接利用）に関する他の RFMO とのさまざまな協力関係における CCSBT の信頼性を前提として、Kobe プロセス及びその 2010 年会合において呼びかけられた作業が特に関連している。CCSBT は、Kobe 勧告の実施に向けてより緊密に作業を行うため、関連する RFMO との間の議論を再活性化する機会を真剣にとらえるべきである。主要な協力分野は以下のとおりである：データ及び情報のより体系的な交換（相互運用が可能なデータベース）；さらなる措置の調和；さらなる合同科学ワークショップの開催；遵守関連作業（特に IUU 漁業への対抗及び ERS の保存管理）の協力の強化；大規模標識放流計画；生態系アプローチの導入；大規模な生態系ベースのモデリング；管理戦略評価；MCS システムの調和；遵守状況の評価（データ報告、違反等）に関する共通フォーマット；キャパシティ・ビルディング（例えば訓練コース）；IUCN、CITES、CBD 及び UNGA における共通のポジションの確立。
発展途上国に関する特別な要件		
SA-2008-30	〔発展途上のメンバー及び CNM に対する〕 変更すべき点はない。	PR-2014-57: 戦略計画でも述べられているとおり、CCSBT は、発展途上のメンバー／CNM に必要な（特に CCSBT の義務の遵守、計画、CDS の実施に関する）キャパシティ・ビルディングに対応するためのより包括的な戦略を策定すべきである。検討に値する一つのモデルは、不足している分野の特定及び改善に向けた行動計画の策定について発展途上メンバーを支援するための国内の遵守「ミッション」を実施している IOTC である。
5. 財政及び運営に関する事項		
RFMO の活動に関する利用可能な資源		
SA-2008-31	CCSBT は、事務局に以下に関するポストを設立することを検討すべきである：(i) 政策及び管理に回するアドバイスを提供する、(ii) メンバーの助言／立場を探るに当たってより積極的な役割を果たす、(iii) 戦略計画の実施を強化する。	PR-2014-58: この勧告は完全に実施されている。

財政的資源	特段の勧告はない。	PR-2014-59: これは、期待以下であることを示すものは何もないという事実とともに、メンバーから委員会に配分された資源は計画された活動をカバーするのに十分であることを示唆している。結果的な規則正しい繰越しは、おそらく財政的な効率性にかかる事務局の懸念の実例である。しかしながら、規則正しい繰越しは、通常、すべての予算措置要望が予算措置プロセスにおいて受け入れられた場合を除き、原則的に良い予算執行とは見なされず、節約は、予算がないために予算措置されなかった活動が実際は実行できたはずであり、不必要な決定により苦しむこととなったことを示唆する。不確実性は常に問題になるものであるが、結果的に常に繰越しが生じるとすれば、それは（より良いリスク評価により）計画を改善する余地がある可能性を示しているかも知れない。監査人からよりプロフェッショナルな助言がなされるべきである。
航空調査への予算措置	特段の勧告なし	PR-2014 は、この項目に関して何らかの勧告を提案するために必要な素材を有していない。
効率及び費用効果		
SA-2008-32	事務局は、CCSBT の効率的かつ効果的な運営を継続すべきである。	PR-2014-60: 生み出される価値及び支持されたコストを鑑みれば、真の「効率」とは、運営及び調査コストの削減よりも資源再建の加速化によって達成されるのではないかと考える者がいるかも知れない。結果的に、CCSBT は単一種及び少数の市場を扱っていると考えられる。このことは、管理方式に現在用いられているパラメータ及び計画上の再建軌道（まだ定義されていない）の経済的な影響に関するいくつかの観点を取り除くための同委員会の再建戦略（まずは市場価値のみを考慮する）の影響にかかる予備的な経済分析に最低限取り組むことを検討するには、他の RFMO よりも良い立場にあると考えられるかも知れない。
CCSBT パフォーマンス・レビュープロセスの全体像		

RFMOのパフォーマンス・レビューに関するFAOレビュー	1. パフォーマンス・レビューパネル：一般的な手法及びクライテリアを用いるが、柔軟性を維持する。 2. 予算：PRに対して合理的かつ適切な予算を提供する。 3. 協力：PRを向上させるため、必要に応じて他のRFMOに協力を呼びかける。 4. 事務局の役割：PRに関する資源及び当事者として積極的な役割を果たす。 5. メンバーの役割：PRに関する見解／意見を提出するよう奨励されるべきである。 6. その他の利害関係者の役割：PRに関する見解／意見を提出するよう奨励されるべきである。 7. 方法論：一回以上の会合及び／又は他の手段を通じて、パネルメンバー間の意思疎通のための機会を最大限提供する。	PR-2014-61: 上述の証拠の要素を踏まえれば、CCSBTが、RFMOパフォーマンス・レビュープロセスに関して設立されたクライテリアを十分満足していることは明らかである。 PR-2014-62: まだ利用可能でない場合、関連するメタデータ（日付、主題、成果、現在の状況等）とともにすべての勧告の公式記録を保存することは有益であり、また最良の運営管理であろう。このため、EC及びESC、及び作業部会又はその他のプロセスから生じた勧告にかかるこうした公式のセントラル・レポジトリを維持することを勧告する。 PR-2014-63: 戦略計画が主要なKobeクライテリアに沿った構成となっている事実は、すぐにでも、パフォーマンス・レビューが戦略計画の実施と不可分な部分となる得ること、及び勧告レポジトリが実施ダッシュボードの重要な部分となり得ることを意味する。
-------------------------------------	---	---

CCSBT 戦略計画の実施に関する 5 年間の行動計画

行動計画は、戦略計画において特定された戦略の実施に関するスケジュールを提示するものである。「新たな」作業項目については、特段の記述がない限り、戦略計画において特定された優先度に応じて以下のスケジュールを適用した。

優先度	スケジュール
非常に高い	2016-2017
高い	2017-2018
中程度／高い	2018
中程度	2018-2019
中程度／低い	2019
低い	2019-2020

戦略計画中で特定された戦略の多くは既に実施されており、過去に合意済みの事項以外に、メンバー及び／又は事務局による追加的なコミットメントは不要である。必要な追加的作業を確認しやすくなるよう、行動計画において以下の凡例を用いた。

凡例	説明
✓	CCSBT の定例的な継続作業の一部であると考えられる行動項目、又は CCSBT が実施することが合意されている行動項目である。これらの行動項目については、過去に合意済みの事項以外の追加的なコミットメントは不要である。
⇒	当該戦略を完全に実施するため、又は実施に当たって一定の品質を達成するために事務局及び／又はメンバーの一部による追加的なコミットメントが必要である点を除き、上記と同様の行動項目である。
●	CCSBT の将来の作業計画にまだ含まれていない行動項目である。これらの戦略の実施にあたっては新たなコミットメントが必要となる。

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
(A) SBT の管理に関するゴール							
1	SBT の再建						
	(i) 資源の再建にかかる目標及び下限を定めるとともに、目標の達成かつ下限を超えることを回避するための戦略を採択する	非常に高い					
	● 暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントは、2035 年までに、70%の確率で、初期産卵親魚資源量の 20%まで SBT 資源を再建することである		✓	✓	✓	✓	✓
	● 超えてはならない資源量の下限は SSB2010 である		✓	✓	✓	✓	✓
	● 各メンバーがそれぞれのノミナル漁獲量に達した後、代替的な再建戦略（短期的な漁獲量増加よりも資源再建を優先するものを含む）の費用対効果を評価する			●	●		
2	TAC を設定するための信頼できる科学的根拠						
2.1(i)	科学委員会は、再建目標及びタイムフレームの達成を確保するため、2016 年及び 2017 年に管理方式の機能及びインプットをレビューし、その後は 6 年ごとにこれを行う	非常に高い	✓	✓			
2.1(ii)	全世界の TAC の設定のためのインプットとして、MP の使用を継続する	非常に高い	✓			✓	
2.1(iii)	資源状況をモニタリングする ● 資源及び漁業指標をレビューする（毎年） ● 詳細な資源評価を実施する（3 年ごと）	非常に高い	✓	✓	✓	✓	✓
3	科学的助言の質及び提供						
3.1(i)	科学データの検証のための高い水準の実施行動規範の実施を継続する ● ゴール 8（監視、管理及び取締り）も参照	非常に高い	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3.1(ii)	他の RFMO との活動を調和させるとともに、委員会の機能を改善することができるよう、商業上の機密科学データの共有を奨励するため、これらのデータに関する規則をレビューする	非常に高い	●	●			

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
3.1(iii)	CCSBT 21 において合意された帰属漁獲量の定義を導入する データ提供規則に基づき、メンバーが SBT 死亡の全ての発生源に関する正確かつ完全なデータを報告する	非常に高い	⇒	⇒	⇒		
3.2(i)	科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、必要な独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする	中程度/高い	✓	✓	✓	✓	✓
3.2(ii)	メンバーからの基金、協力及び CCSBT 基金プロジェクトを含め CCSBT の調査計画を策定及び合意する	中程度/高い			●		
	● CCSBT 5 か年調査計画を実施する		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	● 委員会及び/又はメンバーが必要な科学的調査を実施する		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4	生態学的関連種						
4.1(i)	各漁業における、ERS に関するデータの収集及び報告（パラ 3）、緩和措置の導入（パラ 2）及び SBT 漁業のリスク評価（パラ 7）を含む、SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する	中程度/高い					
	● 全てのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	● ERS に関する勧告の実施をレビューする				● ¹		
	● 各漁業における混獲及び使用された緩和措置にかかる合意された報告要件に従った ERS データ提供を継続する		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	● 他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価するとともに、SBT の漁獲時に追加的又は異なる措置が必要かどうかを評価する			✓ ²		✓ ²	
	● 必要があれば、他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採択する		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4.1(ii)	データ報告を含め海域別 RFMO と調整及び協調する（上記参照）	中程度/高い	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

¹ 各メンバー／CNM における ERS 勧告の実施状況については、毎年、遵守委員会が年次報告書をレビューする際に、同委員会によりレビューされなければならない。この事項における任務は、当該勧告の実施状況についてより包括的なレビューを実施することを想定しているものとして時期を設定した。

² 本項目は ERSWG 会合において議題として項目建てされているものである。ERSWG 会合は、概ね 2 年に一度開催されている。

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
4.1(iii)	ERS に対するリスクを削減するための業界の努力を促進することができるよう、他の RFMO、関連業界及びその他の利害関係者との緊密な協力の下、有効性を評価するための明確なクライテリア並びに安全性の確保及び実用性の問題に関する検討を含む、ERS に関する政策及び管理戦略を策定する	中程度/高い			●	●	
4.2(i)	ERSWG に対して、SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する	中程度		✓ ²		✓ ²	
4.3(i)	SBT の再生産及び加入に対する気候変動の影響にかかる知見を改善する観点と併せて、SBT の再生産に影響を与える可能性がある生態系の状況に関する調査にかかる議論を促進する	中程度/高い			●		
5	配分						
5.1(i)	全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議の実施を継続する	中程度/高い	✓	✓	✓	✓	✓
5.1(ii)	条約第 8 条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設ける 新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを（条約文に基づき）策定し、TAC の増加又は減少の際に適用する	中程度/高い			● ³		
6	柔軟な管理取決め						
6.1(i)	長期的には、枠の譲渡及び過小・過剰漁獲に関する規則といった柔軟な管理取決めを導入する	高い					
	みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議によりいくらかの柔軟性を確保する		✓	✓	✓	✓	✓
	過剰漁獲への対応が必要な場合は是正措置政策（遵守政策ガイドライン 3）を実施する		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

³ 配分のルールは「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」において定められている。本決議は、拡大委員会に新たなメンバーが加入した際にアップデートされる必要がある。

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
	● 適当な場合は、メンバー間での枠の譲渡を行う			●	●		
6.2(i)	漁獲可能な量に対応する漁業の能力をモニタリングする	低い /中程度					
	● 船籍が置かれる国/漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力の自己評価を完了する。旗国／主体は、必要に応じて是正措置を講じる		✓				
	● 事務局は、CCSBT 現役船リストの管理を継続する		✓	✓	✓	✓	✓
	● 他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威を評価する		⇒ ⁴	⇒	⇒	⇒	⇒
(B) 委員会及び事務局の運営及び管理に関するゴール							
7	委員会の運営						
7.1(i)	委員会プロセスを合理化する ● 委員会プロセスの合理化のための方法を特定する（年次及び諮問会合も含む）	高い	✓	✓	✓	✓	✓
7.1(ii)	議長によるサポート、意志決定及び継続性を通年で得ることができるよう確保するために長期契約を検討することを含め、CCSBT の現在の議長にかかるアレンジメントを変更することの費用対効果をレビューする	高い		●	●		
7.1(iii)	関連する CCSBT の基本文書（例えば条約及び手続き規則）及び補助機関の付託事項を考慮しつつ、各補助機関における議長のアレンジメントがより一環したものとなるよう、CCSBT の各補助機関又は諮問機関の議長に関するアレンジメントをレビューする	高い	✓				
7.1(iv)	地域漁業管理機関間で業務を調整する（例 転載管理、ERS の管理） ● 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する	高い	✓	✓	✓	✓	✓

⁴ SBT に対する脅威は、現在、SBT を漁獲しているその他の船団にかかる尤度の推定及び SBT 貿易のモニタリングから評価されている。この分野に関してはさらなる作業が必要である。ここでは、その他の船団の過剰漁獲能力による脅威を推定するための具体的なプロジェクトは求められていないものの、このことは随時確認される必要があるものとして設定した。

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
7.1(v)	改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的実施する 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する（タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準（まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む）、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む）	高い				● ⁵	
7.1(vi)	拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかについて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探索する	高い	✓	✓			
7.2(i)	決定の根拠は文書にて明示する	中程度					
	委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する		✓	✓	✓	✓	✓
	委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する		⇒	⇒			
7.2(ii)	CCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する	中程度	✓	✓	✓	✓	✓
7.2(iii)	CCSBT の手続規則に基づき、オブザーバーの関与を認めることを継続する	中程度	✓	✓	✓	✓	✓
7.2(iv)	代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意志決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する	中程度			●	●	
7.3(i)	条約文をレビューし（仮にメンバー（ら）がそのような交渉を提案するならば）、かつ、適当な場合は、例えば管理方式や ERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は基準を組み込む（後者の選択肢がより効果的であることに留意）	中程度			●	●	
	予防的アプローチが適用され、及び必要に応じて生態系ベースの管理が組み込まれるよう、管理方式のためのパラメータをレビューする			● ⁶			

⁵ CCSBT が、パフォーマンス・レビューの 5 年ごとの実施に関する当初の勧告を今も適当であると考えるならば、最後に CCSBT パフォーマンス・レビューが実施されたのは 2014 年であることから、次のレビューは 2019 年に実施される必要がある。

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
	- 科学委員会に対して、同委員会の作業にまだ組み込まれていない近代的漁業管理原則及び／又は基準を組み込むよう要請する - 原則及び基準が組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする				●	●	
							● ⁷
7.3(ii)	最新の漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込みことを含め、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の継続的な任務を正式化する - SFMWG の継続的な任務、会議の名称、付託事項、及び上記 7.1(vii) のレビューの一環として議長に関するアレンジメントを明確に定義する - SFMWG から委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に含める	中程度			●	●	
(C) メンバーの参加及び実施に関するゴール							
8	監視、管理及び取締り						
8.1(i)	合意された MCS 措置をメンバーが実行する 「CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件」に含まれる委員会の保存管理措置リストを維持し、遵守委員会及び全ての漁業に関して正確なデータを得るための外部監査を通じて、これらの義務に対するメンバーの状況を評価する - データの整合性を確保するための基準及び手続きの使用を継続する（例 水揚げ及び輸出/国内販売を伴う完全で正確な文書の提出の割合の程度や、検査の割合の程度）	高い					
			✓	✓	✓	✓	✓
			✓	✓	✓	✓	✓
8.1(ii)	遵守計画を実施する	高い					

⁶ 「中程度」の優先度は、同項目が 2018-2019 年に実施されるべきものであることを示している。しかしながら、MP のパラメータについては、2017 年に予定されている MP レビューの一環としてこれをレビューするのがベストと考えられる。本作業の一部（例えば生態系ベースの管理）は、次回の MP レビュー（6 年後）に予定することが望ましいと考えられる。

⁷ 近代的な漁業管理基準及び原則に関する CCSBT の決定にかかるレビューは、CCSBT の 2014 年パフォーマンス・レビューの一環として実施された。委員会の決定に関する次回のレビューは、次回の CCSBT パフォーマンス・レビューの一環として実施することが合理的かつ効率的であると考えられる。

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
	委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び/又は合意された MCS 措置の改善の必要性を評価する（例えば無報告漁獲の排除及び確認済みデータの保有）		✓	✓	✓	✓	✓
	実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップ、及びこれらを実施するプロセスを特定する		✓	✓	✓	✓	✓
8.1(iii)	漁場から市場までの SBT 漁業の各段階（転載、蓄養及び貿易など）における十分な遵守を確保すべく、全てのメンバー及び協力的非加盟国の取組の強化を継続する	高い	✓	✓	✓	✓	✓
	FAO 寄港国措置協定及び各メンバーの国内法及び規則を踏まえ、寄港国検査決議を実施及びレビューする			✓	✓	✓	✓
8.1(iv)	MCS 活動及び SBT 貿易データのレビューを行うこと等を通じて、非協力的非加盟国による SBT 漁獲の可能性及び/又はそれらの国の SBT 市場の拡大を監視する	高い	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8.1(v)	遵守に関するデータの交換を促進すべくデータの機密性に関する規則の実施をレビューする	高い	✓ ⁸	✓	✓	✓	✓
8.1(vi)	事務局は以下を継続すべきである	高い					
	事務局に提出された MCS データを分析し、かかるデータの傾向を毎年報告する		✓	✓	✓	✓	✓
	事務局に提出されたデータに基づき既存の MCS 措置の有効性を評価する		✓	✓	✓	✓	✓
	CCSBT による遵守に関する取組を管理及び監視する		✓	✓	✓	✓	✓

⁸ データの機密性に関する規則及び MCS 情報の収集及び共有に関する指針は、旧戦略計画の実施の一環として採択された。本行動項目の目的は、必要が生じた際の遵守に関するデータの交換を促進するため、これらの規則及び指針をレビューする余地を与えることである。

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
9	メンバーの義務						
9.1(i)	保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務（例 国連公海漁業協定）に対するメンバーの履行、取締り及び遵守状況について定期的に監査を行う ● 上記参照（8.1 (i)）	高い	✓ ⁹	✓	✓	✓	✓
9.1(ii)	CCSBT 規則違反に対して CCSBT の是正措置政策を適用するとともに、遵守を促進するためのインセンティブを定める（上記 6.1 と関係）	高い	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10	途上国支援						
10.1(i)	委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する	高い					
	● 途上国のメンバーとともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する		●	●	●		
	● 支援の提供方法について特定する（技術向上、派遣、ワークショップなど）		●	●	●		
	● 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する		●	●	●		
11	CCSBT への参加						
11.1(i)	CCSBT への完全な加入資格を漁業主体及び REIO まで拡大するための方法を策定する	中程度			●	●	
11.1(ii)	CCSBT の協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望するこれらのためのプロセスを規定する	中程度/ 高い	●	●	●	●	
11.1(iii)	非協力的非加盟国による SBT 漁獲を特定し、もしあれば、関連主体による参加及び／又は協力を求める	中程度	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
11.1(iv)	より幅広い当事者の参加及び／又は協力に関する提供方法を調査する（港、市場又は運搬船の旗国であって SBT を漁獲していない国等）	中程度			●	●	

⁹ ここにいう「監査」とは、定期的な品質保証レビューとともに遵守委員会が行う遵守状況の年次レビューを想定している。

		優先度	短期		中期		長期
			2016	2017	2018	2019	2020++
11.2(i)	SBT に関する重要な寄港国又は市場国となっている又はなりそうな非メンバー国を特定するためのプロセスを策定し、かかる国々に対して CCSBT の管理措置への実施協力を要請する	高い	✓	✓	✓	✓	✓